



# 島根県報

平成17年 9月16日 (金)

第 1,710 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	3
ヨ－ネ病の発生	(農 畜 産 振 興 課)	4
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	4
県営土地改良事業計画の変更	( " )	4
保安林の指定の解除 ( 2 件)	(森 林 整 備 課)	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示 ( 6 件)	( " )	5
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(経 営 支 援 課)	8
島根県環境資金融資要綱の一部改正	( " )	9
建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(土 木 総 務 課)	9
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	( " )	9
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
道路の供用開始	( " )	10
換地処分届出	(都 市 計 画 課)	10
都市計画事業の認可	( " )	11
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	11

### 公 告

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	11
原動機付自転車32台の購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	12

### 選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		13
---	--	----

### 公安規則

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	14
市町村合併等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	( " )	15

### 公安告示

警察署の分庁舎の設置の一部改正	( " )	19
-----------------	-------	----

### 正 誤

平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中	(教 育 庁 総 務 課)	19
---------------------------	---------------	----

告 示

島根県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ライフスタイル東光	安来市広瀬町東比田950-1	通所介護	デイサービスしのめ	安来市広瀬町東比田950-1	平成17年8月8日
有限会社 ケアオフィス	浜田市長浜町1435	居宅介護支援事業	有限会社ケアオフィス長浜居宅介護支援事業所	浜田市長浜町1435	平成17年8月6日
特定非営利活動法人 優	簸川郡斐川町大字福富322番地1	訪問介護	ヘルパスステーション優	簸川郡斐川町大字福富322番地1	平成17年6月1日
有限会社 フィリンク	簸川郡斐川町神氷2535-11	福祉用具貸与	有限会社フィリンク	簸川郡斐川町大字神氷2535番地11	平成17年8月5日
有限会社 百年くらぶ	大田市大田町大田イ376-1	通所介護	デイサービス七色館・雪見	大田市大田町大田イ375-1	平成17年7月29日
有限会社 百年くらぶ	大田市大田町大田イ376-1	通所介護	デイサービス七色館・和江	大田市静間町269番地	平成17年7月29日
社会福祉法人 金城町社会福祉協議会	那賀郡金城町大字下来原1541番地5	通所介護	さんあい通所介護事業所	那賀郡金城町大字下来原1541番地5	平成17年8月8日
社会福祉法人 金城町社会福祉協議会	那賀郡金城町大字下来原1541番地5	訪問介護	さんあい訪問介護事業所	那賀郡金城町大字下来原1541番地5	平成17年7月13日
社会福祉法人 旭豊福祉会	那賀郡旭町大字今市1039番地	訪問介護	ヘルパーあさひ	那賀郡旭町大字今市1039番地	平成17年7月7日
社会福祉法人 旭豊福祉会	那賀郡旭町大字今市1039番地	通所介護	あさひデイサービス	那賀郡旭町今市616番地	平成17年7月7日
社会福祉法人 旭豊福祉会	那賀郡旭町大字今市1039番地	居宅介護支援事業	ケアひだまり	那賀郡旭町大字今市1039番地	平成17年7月7日

島根県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	那賀郡旭町大字今市633番地1	訪問介護	旭町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	那賀郡旭町大字今市633番地1	平成17年7月7日
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	那賀郡旭町大字今市633番地1	通所介護	旭デイサービス	那賀郡旭町今市616番地	平成17年7月7日
社会福祉法人 旭町社会福祉協議会	那賀郡旭町大字今市633番地1	居宅介護支援事業	ケアひだまり	那賀郡旭町今市1039番地	平成17年7月7日

島根県告示第972号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
特定非営利活動法人介護福祉サービスくすもと	通所介護	宅老所 くすもと	隠岐郡隠岐の島町那久626番地	平成17年9月5日
昭和産業有限会社	福祉用具貸与	弁慶しまね	浜田市黒川町97番地10	平成17年9月6日
特定非営利活動法人しあわせサービス	通所介護	デイホーム「しあわせ」	松江市美保関町北浦978	平成17年9月12日
有限会社ウィードメディカル	福祉用具貸与	有限会社ウィードメディカル松江営業所	松江市東津田町1731-10(102)	平成17年9月13日

島根県告示第973号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定年月日
株式会社 ニチイ学館	居宅介護	アイリスケアセンター出雲	出雲市渡橋町1105	平成17年9月6日

## 島根県告示第974号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病 (患畜)	牛	平成13年 8月6日	1頭	出雲市	平成17年 9月5日	ホルスタイン種、自家産牛

## 島根県告示第975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八束郡宍道町土地改良区の定款変更を平成17年9月7日付けで認可した。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

## 島根県告示第976号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、金川地区を受益地域とする区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

## 1 縦覧に供する書類の名称

金川地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

雲南市役所

## 島根県告示第977号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

## 1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市長見町1029 - 6、1032 - 35から1032 - 42まで、1038 - 27から1038 - 30まで、1038 - 40、1038 - 41、1040 - 13から1040 - 27まで、1043 - 24から1043 - 45まで、那賀郡弥栄村大字小坂1070 - 6から1070 - 11まで、1071 - 7から1071 - 12まで、1072 - 5から1072 - 14まで、1074 - 11から1074 - 14まで、1076 - 5から1076 - 8まで、1085 - 10から1085 - 20まで、1088 - 11、1088 - 14、1088 - 15、1088 - 18から1088 - 21まで、1089 - 12、1089 - 24から1089 - 28まで、1089 - 38

から1089 - 44まで、1095 - 17、大字栃木1156 - 29、1156 - 30、1156 - 38から1156 - 43まで、1156 - 53、1156 - 56、1156 - 59、1156 - 60、1158 - 14、1158 - 16から1158 - 21まで、1158 - 24、1158 - 25、1159 - 6、1159 - 7、1159 - 16から1159 - 22まで、1160 - 23、1160 - 25、1160 - 27から1160 - 35まで、1160 - 37から1160 - 45まで、1160 - 59から1160 - 62まで、1162 - 13から1162 - 17まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第978号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町鱒淵3433 - 20

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第979号

平成17年農林水産省告示第1127号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所				不分明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の権利者	住所
益田	美都	都茂	4871 - 1	廣兼 久三	益田市美都町都茂1181
			4871 - 2		

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第980号

平成17年農林水産省告示第1128号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄田信義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
市	町		地番	保安林の権利者	住所
益田	美都	都茂	93	寺井 良夫	大阪府八尾市山本町南2-1-15
			93	寺井 靖夫	山口県防府市大字田島1422-60
			5047-1		
			5048-1		
			5049-3		
			2687	廣兼 久三	益田市美都町都茂1181
			4959-2		
			5082		
			5083		
			5125		
			5126-1		
			5127		
			5128		
			5136-2		
			3058-1	澄川 米市	益田市美都町都茂3024
			3063		
5188-1					
5189					
5049-4	坂根 國喜	益田市美都町仙道803-2			
5089	山根 茂	千葉県船橋市芝山7-23-9			
5091					
5092					
5090	広兼 誠	愛知県名古屋市昭和区川名町2-2			
5113-1	広田 和道	広島県広島市佐伯区五日市町千同936-4			
5113-2					
5129	広兼 久重	益田市美都町都茂1311			
5173	寺尾 達夫	益田市水分町13-43			
5174	久玉 直祐	益田市美都町都茂1799			

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第981号

平成17年農林水産省告示第1129号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を旭町役場に掲示

するとともにその要旨を告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 明 である 通知 の 相手 方	
郡	町	大字	地 番	保安林の権利者	住 所
那賀	旭	都川	2534 - 1	山崎 重智	広島県安芸郡府中町35 - 19
"	"	"	2522 - 6	花田 清征	埼玉県桶川市泉 2 丁目19 - 50号 4 - 410
			2527 - 1		
			2527 - 7		
			2527 - 8		
			2527 - 9		
			2527 - 10		
			2527 - 11		

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第982号

平成17年農林水産省告示第1219号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を金城町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 明 である 通知 の 相手 方	
郡	町	大字	地 番	保安林の権利者	住 所
那賀	金城	追原	1927 - 2	藤巻 久寿	広島県広島市中区東白鳥町19 - 59
"	"	"	1975	山田 三郎	東京都世田谷区下馬町 2 - 46
"	"	"	2005内 2	森下 長太	江津市桜江町八戸1206
"	"	"	2015内 7	湯浅房太郎	那賀郡金城町大字追原553
			2016		
			2016 - 1		
			2017		
			2018		
			2022		
			2028		
			2029 - 1		
			2030		
2031					

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第983号

平成17年島根県告示第368号で指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を益田市役所及び柿木村役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
(市)郡	(町)村	大字	地番	保安林の権利者	住 所
(益田)	(匹見)	<small>(冠せず)</small> 道川	イ1060	三好 直樹	益田市中吉田町977 - 3
鹿足	柿木	白谷	1572 - 2	三浦 康人	山口県岩国市大字通津1117 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第984号

平成17年島根県告示第402号で指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を六日市町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所				不明である通知の相手方	
郡	町	大字	地番	保安林の権利者	住 所
鹿足	六日市	蓼野	1954 - 20	宗内 朗	鳥取県米子市両三柳4454 - 1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第985号

平成17年島根県告示第578号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により安来市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ディオ安来店 島根県安来市飯島町字藤木388番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

大和工商リース株式会社 代表取締役 梶本 六夫 大阪市中央区農人橋二丁目 1 番36号

3 意見の概要

青少年等の非行防止及び健全育成に配慮すること。

4 縦覧場所

安来市地域振興部産業振興課 (島根県安来市伯太町東母里580)

5 縦覧期間

告示の日から 1 月間

---

島根県告示第986号

島根県環境資金融資要綱 (平成11年島根県告示第251号) の一部を次のように改正する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (13) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善 (石綿の使用状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等) に要する経費

附 則

この告示は、平成17年 9月16日から施行する。

---

島根県告示第987号

建設業許可申請書等閲覧規程 (昭和47年島根県告示第221号) の一部を次のように改正する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表中「、八束郡及び能義郡」を「及び八束郡」に改め、「、邇摩郡」を削り、「、江津市及び那賀郡」を「及び江津市」に改める。

附 則

この告示は、平成17年10月 1 日から施行する。

---

島根県告示第988号

解体工事業者登録簿閲覧規程 (平成13年島根県告示第427号) の一部を次のように改正する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条の表中「、邇摩郡」を削り、「、江津市及び那賀郡」を「及び江津市」に改める。

附 則

この告示は、平成17年10月 1 日から施行する。

---

島根県告示第989号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	池田中町線	隠岐郡隠岐の島町有木大光寺前13番1地先から同20番1地先まで	前	メートル 11.00～ 13.00	メートル 113.00	隠岐支庁	交通安全工事 拡幅
			後	12.00～ 15.00	113.00		
"	稗原木次線	雲南市三刀屋町三刀屋8番9地先から同1296番9地先まで	前	16.00～ 33.00	192.00	木次土木建築事務所	道路改良工事の 計画変更 拡幅 減幅
			後	16.00～ 47.00	192.00		
"	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町大馬木627番19地先から同55番3地先まで	前	8.00～ 16.00	1,913.50	木次土木建築事務所仁多土木事業所	交通安全歩道工事 拡幅
			後	10.00～ 21.00	1,913.50		
"	須川谷日原線	鹿足郡日原町大字相撲ヶ原字新整理48番4地先から同町大字須川字前田水口415番2地先まで	前	4.00～ 15.50	205.80	益田土木建築事務所津和野土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	6.00～ 30.60	205.80		

島根県告示第990号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷1062番1地先から同946番4地先まで	メートル 348.00	平成17年 9月16日	木次土木建築事務所	
"	浜田作木線	邑智郡邑南町伏谷103番地先から同938番1地先まで	700.00	"	川本土木建築事務所	

島根県告示第991号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、大田都市計画事業大田市駅周辺西側土地区画整理事業施行者大田市代表者大田市長熊谷國彦から平成17年8月10日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第992号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 施行者の名称  
出雲市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
出雲都市計画道路事業 3・5・17号大津中央一の谷線
- 3 事業施行期間  
平成17年 9月16日から平成24年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
島根県出雲市大津町及び大津町字薬師地内
  - (2) 使用の部分  
なし

島根県告示第993号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 年月日	指定番号	住所及び氏名	売りさばき 場 所	変 更 に 係 る 事 項			
				変 更 後		変 更 前	
				住 所	売りさばき 場 所	住 所	売りさばき 場 所
昭和35年 11月10日	837	隠岐郡隠岐の 島町栄町321 番地 隠岐島猟友会 会長 小平勲	隠岐郡隠岐の 島町栄町321 番地	隠岐郡隠岐の 島町栄町321 番地	隠岐郡隠岐の 島町栄町321 番地	隠岐郡隠岐の 島町西町吉田 二18番地 2	隠岐郡隠岐の 島町西町吉田 二18番地 2

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 9月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域  
安来市赤崎町字唐津廻1106番 外11筆

面積 7,859.10平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市赤崎町609番地

長陽寺

代表役員 佐瀬勝実

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成17年9月16日

島根県警察本部長 塩川実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

原動機付自転車 32台の購入

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年12月26日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿の営業種目大分類「5車両船舶類」、中分類「(1)車両類」に登録されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 (0852) 26-0110 内線2235～2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成17年9月26日までの間、上記3の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年9月28日(水) 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 7F 入札室

ウ 開札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

#### 4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額（入札金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成17年 9月16日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1	地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	12,134
2	地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	167,781
3	地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
	八束第一選挙区	6,571
	八束第二選挙区	5,648
	八束第三選挙区	4,306

能義選挙区	3,994
仁多選挙区	4,467
大原選挙区	8,587
飯石選挙区	5,738
簸川第一選挙区	7,343
簸川第二選挙区	3,931
簸川第三選挙区	4,415
邑智選挙区	7,711
那賀選挙区	4,915
鹿足選挙区	4,830
隠岐選挙区	6,684
松江選挙区	39,260
浜田選挙区	12,150
出雲選挙区	23,180
益田・美濃選挙区	14,296
大田・邇摩選挙区	11,538
安来選挙区	8,219
江津選挙区	6,637
平田選挙区	7,816

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 167,781

## 公 安 委 員 会 規 則

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月16日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

### 島根県公安委員会規則第13号

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則

ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「法人にあっては、登記簿の謄本」を「外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては法人の登記事項証明書」に改める。

様式第1号備考を次のように改める。

備考 利用カード自動販売機業者及び自動販売機管理者の住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては法人の登記事項証明書。以下同じ。）を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写しを他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。

様式第2号備考1を次のように改める。

- 1 変更の内容が利用カード自動販売機業者又は自動販売機管理者の住所又は氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては法人の登記事項証明書。以下同じ。）を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写しを他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村合併等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成17年 9月16日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第14号

市町村合併等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

( 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部改正 )

第 1 条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則 ( 平成17年島根県公安委員会規則第 4 号 ) の一部を次のように改正する。

本則の表出雲警察署かわと交番の項所管区の区域の欄中「中野町」の次に「、中野美保南一丁目、中野美保南二丁目、中野美保南三丁目、中野美保北一丁目、中野美保北二丁目、中野美保北三丁目」を加え、同表出雲警察署西交番の項所管区の区域の欄中「大津新崎町七丁目」の次に「、枝大津町」を加える。

本則の表中

津和野警察署津和野駅前交番	鹿足郡津和野町大字後田	鹿足郡津和野町のうち大字中座、大字森村、大字後田、大字鷲原、大字町田、大字笹山、大字寺田、大字直地、大字耕田、大字商人
津和野警察署畑迫駐在所	鹿足郡津和野町大字部栄	鹿足郡津和野町のうち大字高峯、大字田二穂、大字名賀、大字内美、大字部栄、大字邑輝
津和野警察署木部駐在所	鹿足郡津和野町大字中川	鹿足郡津和野町のうち大字中川、大字長福、大字中山、大字山下、大字吹野、大字中曽野、大字豊稼
津和野警察署青原駐在所	鹿足郡日原町大字青原	鹿足郡日原町のうち大字青原、大字添谷、大字富田、大字柳村、大字溪村、大字商人
津和野警察署日原駐在所	鹿足郡日原町大字枕瀬	鹿足郡日原町のうち大字日原、大字河村、大字池村、大字枕瀬、大字瀧元、大字須川、大字相撲ヶ原、大字瀧谷
津和野警察署左鐙駐在所	鹿足郡日原町大字左鐙	鹿足郡日原町大字左鐙

を

津和野警察署津和野駅前交番	鹿足郡津和野町後田	鹿足郡津和野町のうち中座、森村、後田、鷲原、町田、笹山、寺田、直地、耕田、商人 ( 津和野警察署青原駐在所の所管区の区域を除く。 )
津和野警察署畑迫駐在所	鹿足郡津和野町部栄	鹿足郡津和野町のうち高峯、田二穂、名賀、内美、部栄、邑輝
津和野警察署木部駐在所	鹿足郡津和野町中川	鹿足郡津和野町のうち中川、長福、中山、山下、吹野、中曽野、豊稼
津和野警察署青原駐在所	鹿足郡津和野町青原	鹿足郡津和野町のうち青原、添谷、富田、柳村、溪村、商人の一部 ( 商人下 )
津和野警察署日原駐在所	鹿足郡津和野町枕瀬	鹿足郡津和野町のうち日原、河村、池村、枕瀬、瀧元、須川、相撲ヶ原、瀧谷
津和野警察署左鐙駐在所	鹿足郡津和野町左鐙	鹿足郡津和野町左鐙

に改める。

第2条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

大田警察署温泉津広域交番	邇摩郡温泉津町温泉津大字小浜	邇摩郡温泉津町温泉津
--------------	----------------	------------

を

大田警察署温泉津広域交番	大田市温泉津町小浜	大田市温泉津町のうち温泉津、上村、小浜、飯原
--------------	-----------	------------------------

に、

大田警察署湯里駐在所	邇摩郡温泉津町湯里大字湯里	邇摩郡温泉津町湯里
大田警察署井田駐在所	邇摩郡温泉津町井田大字井田	邇摩郡温泉津町井田
大田警察署福光駐在所	邇摩郡温泉津町福波大字福光	邇摩郡温泉津町福波
大田警察署馬路駐在所	邇摩郡仁摩町大字馬路町	邇摩郡仁摩町大字馬路町
大田警察署仁万駐在所	邇摩郡仁摩町大字仁万町	邇摩郡仁摩町のうち大字仁万町（大田警察署宅野駐在所の所管区の区域を除く。）、大字天河内町
大田警察署宅野駐在所	邇摩郡仁摩町大字宅野町	邇摩郡仁摩町のうち大字宅野町、大字大國町、大字仁万町の一部（立目）

を

大田警察署湯里駐在所	大田市温泉津町湯里	大田市温泉津町湯里
大田警察署井田駐在所	大田市温泉津町井田	大田市温泉津町井田
大田警察署福光駐在所	大田市温泉津町福光	大田市温泉津町福波
大田警察署馬路駐在所	大田市仁摩町馬路	大田市仁摩町馬路
大田警察署仁万駐在所	大田市仁摩町仁万	大田市仁摩町のうち仁万（大田警察署宅野駐在所の所管区の区域を除く。）、天河内
大田警察署宅野駐在所	大田市仁摩町宅野	大田市仁摩町のうち宅野、大國、仁万の一部（立目）

に、

浜田警察署今福駐在所	那賀郡金城町大字今福	那賀郡金城町のうち大字今福、大字入野、大字追原、大字久佐、大字宇津井、大字下来原の一部（下長屋）
------------	------------	--

浜田警察署雲城駐在所	那賀郡金城町大字下来原	那賀郡金城町のうち大字七条、大字上来原、大字下来原（浜田警察署今福駐在所の所管区の区域を除く。）
浜田警察署波佐駐在所	那賀郡金城町大字波佐	那賀郡金城町のうち大字波佐、大字長田、大字小国
浜田警察署今市駐在所	那賀郡旭町大字今市	那賀郡旭町のうち大字丸原、大字今市、大字坂本
浜田警察署和田駐在所	那賀郡旭町大字和田	那賀郡旭町のうち大字木田、大字和田、大字重富、大字本郷、大字山ノ内
浜田警察署都川駐在所	那賀郡旭町大字都川	那賀郡旭町のうち大字都川、大字来尾、大字市木
浜田警察署三隅駐在所	那賀郡三隅町大字向野田	那賀郡三隅町のうち大字三隅（浜田警察署三保駐在所の所管区の区域を除く。）、大字向野田（浜田警察署岡見駐在所の所管区の区域を除く。）、大字河内、大字東平原、大字矢原の一部（郷、梅木原）、大字黒沢、大字上古和、大字下古和、大字井川
浜田警察署三保駐在所	那賀郡三隅町大字三隅	那賀郡三隅町のうち大字折居、大字西河内、大字湊浦、大字古市場、大字三隅の一部（森溝下組）
浜田警察署岡見駐在所	那賀郡三隅町大字岡見	那賀郡三隅町のうち大字向野田の一部（畑）、大字岡見、大字矢原（浜田警察署三隅駐在所の所管区の区域を除く。）
浜田警察署井野駐在所	那賀郡三隅町大字井野	那賀郡三隅町のうち大字井野、大字室谷、大字芦谷
浜田警察署杵束駐在所	那賀郡弥栄村大字木都賀	那賀郡弥栄村のうち大字木都賀、大字田野原、大字野坂
浜田警察署安城駐在所	那賀郡弥栄村大字長安本郷	那賀郡弥栄村のうち大字高内、大字門田、大字小坂、大字栃木、大字長安本郷、大字三里、大字程原、大字大坪、大字稲代

を

浜田警察署今福駐在所	浜田市金城町今福	浜田市金城町のうち今福、入野、追原、久佐、宇津井、下来原の一部（下長屋）
浜田警察署雲城駐在所	浜田市金城町下来原	浜田市金城町のうち七条、上来原、下来原（浜田警察署今福駐在所の所管区の区域を除く。）
浜田警察署波佐駐在所	浜田市金城町波佐	浜田市金城町のうち波佐、長田、小国
浜田警察署今市駐在所	浜田市旭町今市	浜田市旭町のうち丸原、今市、坂本
浜田警察署和田駐在所	浜田市旭町和田	浜田市旭町のうち木田、和田、重富、本郷、山ノ内
浜田警察署都川駐在所	浜田市旭町都川	浜田市旭町のうち都川、来尾、市木
浜田警察署三隅駐在所	浜田市三隅町向野田	浜田市三隅町のうち三隅（浜田警察署三保駐在所の所管区の区域を除く。）、向野田（浜田警察署岡見駐在所の所管区の区域を除く。）、河内、東平原、矢原の一部（郷、梅木原）、黒沢、上古和、下古和、井川

浜田警察署三保駐在所	浜田市三隅町三隅	浜田市三隅町のうち折居、西河内、湊浦、古市場、三隅の一部（森溝下組）
浜田警察署岡見駐在所	浜田市三隅町岡見	浜田市三隅町のうち向野田の一部（畑）、岡見、矢原（浜田警察署三隅駐在所の所管区の区域を除く。）
浜田警察署井野駐在所	浜田市三隅町井野	浜田市三隅町のうち井野、室谷、芦谷
浜田警察署杵束駐在所	浜田市弥栄町木都賀	浜田市弥栄町のうち木都賀、田野原、野坂
浜田警察署安城駐在所	浜田市弥栄町長安本郷	浜田市弥栄町のうち高内、門田、小坂、栃木、長安本郷、三里、程原、大坪、稲代

に、

津和野警察署柿木駐在所	鹿足郡柿木村大字柿木	鹿足郡柿木村のうち大字木部谷、大字大野原、大字柿木、大字白谷、大字下須
津和野警察署福川駐在所	鹿足郡柿木村大字福川	鹿足郡柿木村のうち大字福川、大字椴谷
津和野警察署七日市駐在所	鹿足郡六日市町大字七日市	鹿足郡六日市町のうち大字七日市、大字抜月、大字真田、大字上高尻、大字下高尻
津和野警察署朝倉駐在所	鹿足郡六日市町大字朝倉	鹿足郡六日市町のうち大字注連川、大字朝倉、大字蓼野
津和野警察署六日市駐在所	鹿足郡六日市町大字六日市	鹿足郡六日市町のうち大字六日市、大字沢田、大字有飯、大字立河内、大字幸地、大字広石、大字立戸
津和野警察署蔵木駐在所	鹿足郡六日市町大字田野原	鹿足郡六日市町のうち大字蔵木、大字樋口、大字田野原、大字九郎原

を

津和野警察署柿木駐在所	鹿足郡吉賀町柿木村柿木	鹿足郡吉賀町柿木村のうち木部谷、大野原、柿木、白谷、下須
津和野警察署福川駐在所	鹿足郡吉賀町柿木村福川	鹿足郡吉賀町柿木村のうち福川、椴谷
津和野警察署七日市駐在所	鹿足郡吉賀町七日市	鹿足郡吉賀町のうち七日市、抜月、真田、上高尻、下高尻
津和野警察署朝倉駐在所	鹿足郡吉賀町朝倉	鹿足郡吉賀町のうち注連川、朝倉、蓼野
津和野警察署六日市駐在所	鹿足郡吉賀町六日市	鹿足郡吉賀町のうち六日市、沢田、有飯、立河内、幸地、広石、立戸
津和野警察署蔵木駐在所	鹿足郡吉賀町田野原	鹿足郡吉賀町のうち蔵木、樋口、田野原、九郎原

に改める。

（島根県道路交通法施行細則の一部改正）

第3条 島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表一般国道9号の項中「鹿足郡津和野町大字野坂」を「鹿足郡津和野町野坂」に改める。

第 4 条 島根県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表高速自動車国道（中国縦貫自動車道）の項中「鹿足郡六日市町大字田野原」を「鹿足郡吉賀町田野原」に、「鹿足郡六日市町大字蓼野」を「鹿足郡吉賀町蓼野」に改め、同表一般国道 9 号の項中「邇摩郡温泉津町福波大字福光」を「大田市温泉津町福光」に改め、同表町道 空口線の項中「邇摩郡温泉津町福波大字吉浦」を「大田市温泉津町吉浦」に改める。

（島根県警備業法施行細則の一部改正）

第 5 条 島根県警備業法施行細則（昭和58年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「益田市匹見町」を「浜田市旭町、浜田市弥栄町、益田市匹見町」に、「旭町、弥栄村、柿木村、六日市町」を「吉賀町」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部改正）

第 6 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年島根県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 市民の祭り天領さんのある日の翌日 大田市の区域 」 を

「 市民の祭り天領さん、ゆのつ温泉夏祭りのある日の翌日 大田市の区域 」 に改め、同表ゆのつ温泉夏祭りのある日

の翌日の項を削る。

附 則

この規則中第 1 条及び第 3 条の規定は平成17年 9月25日から、第 2 条及び第 4 条から第 6 条までの規定は平成17年10月 1 日から施行する。

### 公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第82号

警察署の分庁舎の設置（平成17年島根県公安委員会告示第21号）の一部を次のように改正し、平成17年10月 1 日から施行する。

平成17年 9月16日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 の表中「邇摩郡温泉津町」を「大田市温泉津町」に改める。

### 正 誤

平成16年10月29日付け島根県報第1,620号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から 2	同 吉田学校給食共同調理場	同 吉田学校給食共同調理場 波多小学校

